



税務署が心配！！



税務署からお尋ねが！どうする？



皆さん、こんにちは。今回は税務署のお話です。不動産の購入や株の売却、相続などがあつたときに、**税務署から文書などでお尋ね**がある場合があります。前触れもなく税務署からの連絡がくるため、初めて税務署からのお尋ね書類を受け取つたときには驚きますよね。しかし、これはあくまでもお尋ねであつて、「税務調査」ではありません。

お尋ねには、「資金の流れを把握する」という理由があります。



資金がどこから入つてきたのか確認することで、たとえば親から援助をもらった場合などは、きちんと贈与税を支払っているかなどが確認されます。しかし、税務署からのお尋ねは**無差別に届くわけではありません**。

たとえば、相続が発生した場合、お尋ねは……

相続が発生してから、数ヵ月後、或いは数年後に来る場合もあります。数ヵ月後なら「相続税についてのお尋ね」といった名前でお尋ねが来ますが、**あくまで確認**になります。一方、相続が発生してから数年後にお尋ねが来た場合、相続税の申告をしていない人にも発送しているため、注意が必要です。



でも、税務署からのお尋ねが来ても、提出義務はありません。



税務署のお尋ねに関しては、必ず回答しなければいけない義務があるわけではありません。ただし、提出せずにおくと後から催促のハガキが来て、また、電話もかかってきます。さらに電話も無視していると、今度は、**税務調査**の対象になる可能性が高くなりますので、それなりの対応は必要です。

では、お尋ねにはどのような対策を取ればよいのでしょうか。



税務署のお尋ねが来てもいいように、契約書類や領収書は整理しておくことが大切です。資金の調達先がわかるように、証拠資料を保管しておき、正しく記載できるようにしておきましょう。**いつでも証明できるように**しておけば、問い合わせがあつた際にも安心です。

税務のご相談も…川崎中央プランナーへご連絡を！！





《今月のトピックス!!》



① 『宅建協会賀詞交歓会』に参加しました!!

1月16日(火)に川崎日航ホテルにて行われた、宅建協会川崎南支部の賀詞交歓会に参加しました。当社の会長は元々支部長、神奈川県本部の理事を務めており、現在は相談役という立場で支部を支えています。支部には**247社**の不動産業者が加盟をしており、地元の業者とも懇親を深めることで、迅速な問題解決を図ることが出来ます。昨年からは専務の**木村朝教**が総務委員長として活躍しております。



② まちなみ座談会主催『新春縁日寄席』のご報告…。

以前ご紹介した、新春縁道寄席が、1月14日(日)に川崎市役所の隣にある「ホテル縁道」において開催されました。当日は**満席(28名)**で大盛況でした。次回は5月19日(日)に開催を予定しております。



③ 『新耐震』なのになぜ全壊？能登半島地震で木造住宅が…。



耐震基準は、過去大地震が起きるたびに改正されてきました。過去の改正で大きな改正が、**1981年6月の改正**です。この時に定められた耐震基準を「**新耐震基準**」と呼び、それ以前の基準（**旧耐震基準**）と区別します。新耐震基準を満たしていると、**震度6～7程度**の地震が起きた場合でも**倒壊しない**とされています。しかし、新耐震基準に基づいていても、専門家によると**2000年5月以前**に建てられた**木造住宅**の場合、**震度6強で「倒壊する可能性が高い」とされる住宅が61%、「倒壊する可能性がある」とされる住宅が23%**と、**約8割**が倒壊の可能性があるとされています。1981年5月以前の旧耐震基準に基づいた住宅と比べれば、倒壊する可能性は低いのですが、それでも耐震性が足りていない住宅が圧倒的に多い事がわかります。



2000年6月に建築基準法が改正!! その内容は？

1981年の改正で、木造住宅については**耐力壁の量や倍率**などが見直され、耐震性が向上しました。しかし、その後、阪神淡路大震災の経験から、2000年6月に木造住宅の耐震性に大きく関わる改正がありました。具体的には、「**基礎形状」「柱頭、柱脚、筋交いの接合方法」「耐力壁をバランス計算して配置すること**」などの仕様が明記されました。つまり、2000年5月以前に建てられた木造住宅については、大地震が発生した場合の耐震性は、以前から危惧されており、今後、さらなる検証、対策が必要かと思われます。

